平成２４年（フ）第４５号
山梨県甲府市北口１丁目６番７号、住民票上の住所山梨県笛吹市境川町藤垈447番地
債務者　齊藤　公安
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７３号
京都市南区久世中久町705番地の１　ルミエール桂川115号
債務者　河合　康博
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７５号
京都市左京区岩倉東五田町51番地　ラフォーレ宝ケ池202号
債務者　杉江　静子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７８号
京都市上京区六軒町通仁和寺街道下る四番町138番地　Ｋ．ＷＥＳＴ408号
債務者　澤村　信行
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１６８号
京都市南区久世大築町21番地２
債務者　山田　亞季（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１９８号
京都市右京区太秦百合ケ本町８番地６　百合ケ丘マンション２―10号
債務者　大江　謙三
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５６号
兵庫県西宮市名塩さくら台２丁目13―４、住民票上の住所大阪府富田林市錦織北２丁目１番18号　206
債務者　利幸こと　中井　和雄（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１３号
兵庫県尼崎市南塚口町１丁目22番13号
債務者　岡本　孝和
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１６号
兵庫県西宮市江上町８番４―805号
債務者　政井　景子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６２０号
奈良県桜井市大字大福852番地
債務者　吉﨑エミ子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１１０号
広島県三原市田野浦１丁目12番１号　ドミールラフィネＢ102
債務者　森数　　浩
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
広島県三原市本町１丁目８番11号
債務者　池田　益巳
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
広島県三原市中之町８丁目21番14号
債務者　佐々木　徹
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
広島県尾道市門田町62番６号
債務者　大迫　真也
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
愛媛県松山市溝辺町甲228番地の１
債務者　尾﨑　晃一
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６３号
愛媛県松山市南梅本町乙70番地６
債務者　高村　周治
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６８号
愛媛県松山市喜与町１丁目10番地１　リヴウェル喜与町205号
債務者　橋本　　久
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
松山地方裁判所民事部